

(訟ろ一〇六)

平成二五年六月二八日

高等裁判所事務局長 殿

地方裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局刑事局第二課長 香川 徹也

最高裁判所事務総局総務局第三課長 植村 直樹

被害者特定事項の秘匿決定がされた事件における被害者等の
住所等の取扱いについて（事務連絡）

被害者特定事項の秘匿決定（刑事訴訟法二九〇条の二第一項，第三項）がされた事件においては，当該秘匿決定に係る被害者等は，公開の法廷で被害者特定事項を明らかにしないことにとどまらず，被告人及びその弁護人に住所等を知られないようにしてほしい旨の要望を有している場合も実際上見受けられます。

ついては，被害者特定事項の秘匿決定がされた事件における被害者等の住所等の取扱いに関する一般的な留意点及び運用例を，別紙のとおりまとめましたので，事務処理の参考にしてください。

なお，簡易裁判所に対しては，所管の地方裁判所から周知してください。

(別紙)

被害者特定事項の秘匿決定がされた事件における被害者等の
住所等の取扱いに関する一般的な留意点及び運用例について

1 被害者特定事項の秘匿決定の性質

平成19年の刑訴法の一部改正により設けられた被害者特定事項の秘匿制度（刑訴法290条の2）は、公開の法廷で被害者等の氏名や住所といった被害者を特定する情報を明らかにしないことにより、そのような情報が傍聴人に知られることを防ぎ、それにより被害者等の名誉・プライバシーを保護し、あるいは被害者等の身体・財産への危害を防止することを目的とするものである。したがって、被害者特定事項の秘匿決定（以下「秘匿決定」という。）は、被告人や弁護人に対して被害者特定事項を明らかにしないという法的効果を生じさせるものではない（同法291条2項、刑訴規則209条5項）。

他方、秘匿決定がされた事件の被害者等が、自己の住所等を被告人や弁護人に知られたくないといった意向を有している可能性は他の事件よりも高いと思われるところ、被害者等がこのような意向を有する場合には、裁判所としても、できるだけその意向を尊重した扱いを行うことが望ましい。については、住所等の情報が被害者等の意向に反して被告人等に知られてしまうという事態をできるだけ防ぐという見地から、秘匿決定がされた事件について、以下のような扱いを検討していただきたい。

2 閲覧謄写における配慮

被害者等の証人尋問調書の閲覧謄写が請求された場合に、秘匿決定がされた事件においては、弁護人の了解を得て、その住居欄をマスキング処理したものを閲覧謄写させるとの運用例を把握している。

もともと、弁護人には訴訟に関する書類の閲覧謄写権（刑訴法40条1項）が認められており、閲覧謄写の日時、場所及び時間を制限することができる規定（刑訴規則301条1項）は存在するものの、閲覧謄写の範囲を制限すべき場合

を定める特別の規定は存在しないため、弁護人の了解が得られない場合に、上記の運用をとることはできない。ただし、そのような場合においても、弁護人に対し、被害者の住所等の情報を被告人に知らせることについては慎重に考慮していただきたいと伝達するなどの方法で、適宜の配慮を求めるという運用例もある。

3 刑事訴訟記録上における配慮等

閲覧謄写の際の配慮だけでは被害者等の保護を必ずしも十分に図ることができないことから、被害者等の住所等がそもそも刑事訴訟記録上表れないように配慮することが考えられる。その場合に、どのような方法をとるかについては、手続の主宰者である裁判体の判断事項に含まれるものもあるところ、現に以下のとおりの運用例及び留意点を把握しているので、これらを参考に個別具体的な事件ごとに合理的な配慮の在り方を検討していただきたい。

(1) 証人尋問調書作成上の配慮

証人尋問においては、まず、証人として出頭した者について人違いでないかどうかを取り調べなければならない（刑訴規則115条）。実務上、裁判長が、氏名、年齢、住所、職業等を質問して人違いでないかどうかを確認する（なお、証人が出頭した際に記載した出頭カード（以下「出頭カード」という。）を参照しながら、同カードに記載されたとおりであるかを確認する方法によることもある。）のが一般的であり、その場合にはこの尋問及び供述は、公判調書の必要的記載事項（同44条1項22号）に該当する。

もっとも、このような人定尋問が行われたとしても、調書作成の際に尋問及び供述を完全な逐語で作成することまでは求められていないこと等からすれば、具体的な住所等の記載を省略するという考え方もあり得ると思われる。そして、被害者等の証人尋問調書の作成に当たり、裁判体がこのような見解に立った場合の調書の記載例として、単に「（記載省略）」又は「裁判長（裁判官）は、住所によっても証人であることを確認した。」などとする運用例を把握している。

また、証人に対する人定尋問の範囲や方法は限定されていないことから、人定事項として必ずしも住所についての供述を得なければならないわけではなく、氏名、年齢等のそれ以外の属性を確認すれば足りるという考え方もあり得ると思われる。そして、裁判体がこのような見解に立って、被害者等に対する証人尋問（人定尋問）の際に、証人の住所について質問せず、その供述を得ず、証人尋問調書に証人の住所を記載しないとする運用例も把握している。

なお、以上に紹介した運用を行うに当たっては、秘匿決定がされた被害者等を証人として尋問する場合に、公判調書の記載方法や人定尋問の範囲、方法について、裁判体と書記官が十分に協議し、その方針を共有した上で証人尋問を行い、証人尋問調書の作成においてもその結果を踏まえるなど、裁判体と書記官の認識の共有が確保される必要があることは当然である。また、上記協議に当たっては、人違いでないかどうかの確認を確実に行うという観点への配慮が前提となることは言うまでもない。

(2) その他の書類作成上の配慮、留意点等

ア 実務上、出頭カードは、人定尋問の重要性に鑑み、口頭で氏名等を聴取した場合の誤りを防止するために補助的に利用されるものであり、住所に関する質問を行わない場合に出頭カードに住所を記載するよう促す必要はないが、実務上、出頭カードが刑事訴訟記録につづり込まれる場合もあることからすると、秘匿決定がされた場合に住所の記載を求めないよう留意することも考えられる。

イ また、証人は、旅費、日当等を請求することができ（刑訴法164条1項本文）、この請求は旅費日当請求書を提出することにより行われる。そして、この請求書には、旅費等の算定のため、証人の住所を記載することが求められており、それは証人が被害者等であった場合も同様である。しかし、このような旅費日当請求書は会計処理上必要な書類にすぎないものであるとして、会計部門には被害者等の住所等の記載のある請求書原本を送付した上で、刑

事訴訟記録には住所等をマスキングした請求書写しをつづり込むという運用例を把握している。

なお、出頭カードに旅費日当を放棄する旨を明らかにさせてこれを放棄書として扱う運用もあるが、この放棄書は証人が出頭時に旅費日当を請求しない意向であることを確認し、その後の旅費日当の支給に関する手続が円滑に行われるようにすることを目的として刑事訴訟記録につづり込まれるものであるから、この観点からも編てつされる出頭カードに住所等の記載が求められるものではないと考えられる。

(3) 証拠書類提出の際の配慮

証拠書類に表れる被害者等の住所等の取扱いについては、犯罪の証明や被告人の防御の観点を踏まえた検察官の立証方針に委ねられているが、一方で、事案の性質等から被害者等の意向に十分配慮することが相当である場合に、検察官が何らかの理由からそのような手配をしないまま証拠請求し、これを証拠書類として受領してしまうと、意図せずに被害者等の保護に欠ける結果を招くおそれもある。

そこで、秘匿決定がされた事件においては、あらかじめ裁判所から検察官に対して、証拠請求に当たって、当該秘匿決定がされた被害者等へどのような配慮をしているかについて確認しておくことも考えられる。

4 秘匿決定がされない一般の事件における取扱い

被害者等の住所等の取扱いに関して配慮が必要となる場合は、必ずしも秘匿決定がされた事件に限られない。例えば、暴力団による組織犯罪等において、たまたま犯行を目撃した第三者証人について同様の配慮が求められる場合のように、事案の性質によっては、秘匿決定がされない事件の被害者等についても、同様の配慮をすることが考えられる。

裁判所は、被害者等や証人の意向について当然に知り得る立場にはなく、通常は検察官を通じてその意向等の配慮の必要性に関する情報を入手することになる。

したがって、裁判所としては、被害者特定事項の秘匿の申出がされた事案に限らず、上記のような配慮が求められる事案について、起訴後速やかに検察庁から適切に情報を収集することができるようあらかじめ十分に協議しておく必要がある。その上で、個別の事件においてそのような情報を得た場合には、具体的にどのような配慮をする必要があるかについて、裁判体及び関係職員の間で認識を共通にし、個別の事務に反映させることが求められる。

5 被害者等の住所等の取扱い全般について

本事務連絡においては、被害者等の住所等の取扱いに対する配慮について記載したが、裁判所として、被害者等の住所等の取扱いに留意すべき場面は他にも考えられるところであり、このような点についても、どのような配慮が可能であるかについて各庁で協議するなどして、被害者保護制度の趣旨を踏まえた適切な運用がされることが望まれる。